東北６県と整備局が創る
河川・ダム・砂防・海岸事業の新たな連携
「個性の大地」

第５０号（平成２８年１月）
【～集中復興期間最終年～】
東北地方整備局河川部
地域河川課 発行

年 頭 の 挨 拶

◆“水害の激甚化と対応の転換”

河川部長　　畠山 慎一



昨年の８月から河川部長を務めております。前職では本省防災課総括災害査定官として各県の皆様にお世話になりましたが、引き続きよろしくお願いします。

さて、東北地方の県管理河川においては、一昨年は山形県吉野川決壊（2 年連続)、昨年は７月には秋田県斉内川で破堤、９月には関東・東北豪雨により鳴瀬川２次支川の渋井川をはじめ宮城県、福島県内の多くの河川で破堤、氾濫が起き甚大な被害が発生しています。国管理河川においては、関東・東北豪雨により関東管内の鬼怒川が破堤し 40km2 に及ぶ大規模氾濫被害が発生しましたが、東北地整管内においても吉田川で堤防越水や大型の漏水が発生し危機一髪の状況でした。被災後は住民の避難行動に資する自治体の情報発信のあり方についての問題提起や県管理河川の水位情報の充実を望む意見などが報道されるなど、我々河川管理者としても現有施設の能力を上回る外力が発生した場合に人的被害を最小化するために、避難行動に直結するようなソフト対策充実等の一層の強化を強く認識した事象となりました。

これを受けて、全国の直轄河川においては、避難勧告・指示を発出する役割である首長への支援を重視し，沿川市町村長を対象に河川管理者が提供する河川情報の住民避難等への生かし方などを再確認していただく「トップセミナー」を実施するとともに、洪水リスクが高い区間について市町村、水防団、沿川住民と共同点検をするなどの取り組みを昨年末までに緊急に実施しました。また、今後のハード整備においては「流下能力向上や堤防の強化を優先的に実施する区間」と「当面堤防整備に至らないので、天端舗装や法尻補強により決壊までの（避難）時間を少しでも引き延ばせるような工夫を行う区間（危機管理型ハード対策区間)」に差別化（２分化）して、当面５年間で実施する内容を公表したところです。

以上は主に国管理区間を対象とした取り組みではありますが、東北地方の一部の県においても、水位情報収集の充実、事業を重点化する河川を選別し当面のアクションプランを作成といった独自の取り組みを既に開始している例もあります。各県におかれても、近年顕著となってきている水害の局地化と激甚化にどのように対応すべきかという点や改修までに相当期間を要する河川についての自治体と連携したソフト対策はどうあるべきかという点などについて一考するべき絶好のタ

イミングではないでしょうか。関係市町村長と面談すると、少なからず「県区間の改修がなかなか進まない」という悩みや、中には「被災が重大化したのは改修遅延や土砂掘削などの管理不足が原因ではないか」との疑義を訴えられる場面もあります。各県に対しては制約された予算をより効率的に活かすための更なる工夫がないか、肥大化する外力に対応するために有効なソフト対策は何かといった観点も含めて、是非現在実施している河川改修の内容や優先順位を検証していただくことを期待します。

今年は、震災復興5年目の節目であり、整備局としても復興加速化に協働して取り組むとともに、各県・政令市の課題解決などについて引き続きバックアップさせていただきますのでよろしくお願いします。

◆“新年を迎えて”

地域河川課長　　木村　伸一



新年あけましておめでとうございます。

この年末年始は天候にも恵まれて、穏やかな新年となりました。今冬は、気象庁の予想どおり暖冬となっています。宮城県の太平洋沿岸の町で生まれ育ち、寒さが苦手な温室育ちの私としては今年のような暖かい冬は本当に助かります。一方でスキー場関係などの雪や寒さが必要なお仕事に携わっている方には悩ましい天候となっているようです。また、このまま少雪が続くと雪解け水の不足による渇水被害も心配なところです。

昨年も６月から８月にかけては渇水被害が心配された時期がありましたが、その１ヶ月後には関東・東北豪雨により宮城県や福島県で甚大な災害が発生しました。この関東・東北豪雨災害を受けて１２月に社会資本整備審議会から「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。この答申を踏まえて、国土交通省では新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」を策定し、「住民目線のソフト対策」、「洪水を安全に流すためのハード対策」、「危機管理型ハード対策」について一体的・計画的に推進することとしております。これは直轄河川とその沿川市町村の取り組みとなってはいますが、県管理河川との連携が重要な課題と考えます。

昨年を振り返ると、４月の着任したその日に融雪洪水で青森県管理の河川が計画高水位を超え、目屋ダムでは最後となる「ただし書き操作」を実施する事態となりました。その後、宮城・山形県境の蔵王山で火山活動が活発化、７月は集中豪雨で秋田県管理の斉内川で堤防が決壊、そして９月の関東・東北豪雨、南米西部を震源とする地震により太平洋沿岸に津波注意報が発令されたのも９月でした。山から海まで、そして融雪から線状降水帯まで様々な災害が発生した一年であり、各県・仙台市の皆さんにおかれましては、河川・ダム・砂防・海岸の災害対応に大変なご苦労があったと思います。

昨年、災害が多かったことは、前任地の山形では２年連続で最上川の既往２番目、３番目という

洪水を経験し、さらにその前の一関でも２年連続の洪水など、赴任する先々で災害が起こるため、“嵐を呼ぶ男”とか“持っているオヤジ”などとあだ名されている私が地域河川課に来たことと無関係とは思いたいですが、各県の皆さんには今年も引き続き危機管理の心構えをよろしくお願いします。

さて、間もなく東日本大震災から５年の節目を迎えます。被災地では復興の確かな歩みが見られますが、今でも多くの方々が避難生活を続けておられます。今年の４月からは「復興・創生期間」という新しいステージが始まります。河川・海岸・砂防に関する復興の更なる加速化を図るため、関係する県の皆さんとともに汗をかき被災地復興が実感出来るよう取り組んでいきたいと思っております。

整 備 局 情 報

◆平成２７年度水管理・国土保全局所管国庫補助事業等完了検査を終えて

水　政　課
地 域 河 川 課

平成２７年度水管理・国土保全局所管国庫補助事業等完了検査については昨年９月から１２月にかけて、青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県の各県で３日間、仙台市で１日間の日程で補助金及び交付金事業を対象に、検査を実施しました。今回は「関東・東北豪雨」をはじめとした災害が発生し、その対応等でお忙しい中、検査にご協力頂きました各ご担当者の皆様方にはこの場をお借りし改めて御礼申し上げます。また、日程調整を行うにあたり、当整備局は１１月に新庁舎（仙台合同庁舎Ｂ棟）に移転が決まっていたため、その準備・作業期間をとらなくてはならず、当方の都合により実施可能期間が例年より短縮しなければならなくなったことについてお詫び申し上げます。

例年申し上げていますが、補助事業等の完了検査は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、事業の成果や執行が交付決定された内容やこれに附した条件に適合するものであるかを確認するほか、地方公共団体と国の担当者が、書面検査及び現地確認時において意見交換や情報交換を行うことにより、効率的で質の高い事業の執行を目指すものでもあります。

今回の完了検査は契約書類等の書面の確認、現地における出来形等の確認を行いました。内容については確認をその都度行ったり、検査終了後に検査時の確認事項について意見交換を行い、意思の疎通が図られたと思います。

最後になりますが、補助事業等の効果が早期に発揮されるよう適正な執行管理のもと事業の進捗に努めていただくとともに、頻発する水害や構造物の老朽化対策など取り巻く環境が著しく変化しているなか引き続き適切な維持管理に努めていただくようお願いします。

◆「災害対策等緊急事業推進費について」

地域河川課　計画係

災害対策等緊急事業推進費は、自然災害により被災した地域等において、緊急に再度災害防止対策を実施し、地域住民の安全・安心の確保を図ることを目的とした経費です。

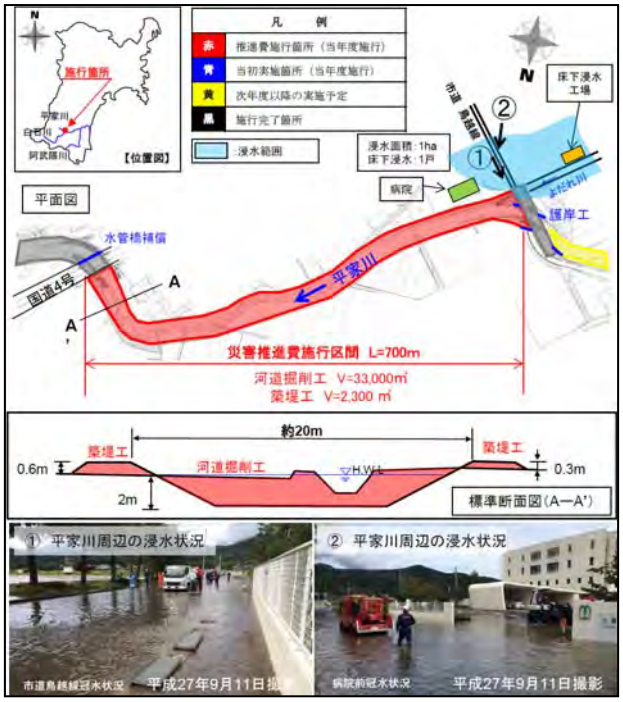
○第３回配分事業

平成 27 年度の災害対策等緊急事業推進費（第３回配分）については、東北地方整備局管内では平成 27 年９月関東・東北豪雨により堤防越水や溢水など甚大な被害が発生した下記５河川（内、補助は３河川）に対し配分されましたのでお知らせします。

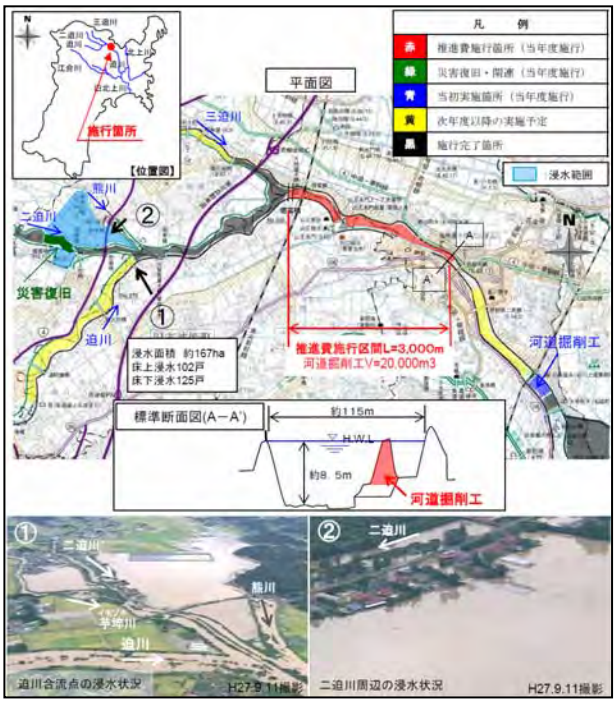
［金額単位：百万円］

	対象河川	事業主体名	施行地	事業費	国費	実施内容
(1)	鳴瀬川水系　吉田川	国土交通省	宮城県　黒川郡大郷町土橋～黒川郡大和町鶴巣北目大崎地先	2,100	2,100	災害対策
(2)	北上川水系　江合川	国土交通省	宮城県　遠田郡涌谷町砂田前地先	250	250	災害対策
(3)	阿武隈川水系　平家川	宮城県	宮城県　刈田郡蔵王町宮地先	200	100	災害対策
(4)	鳴瀬川水系　善川	宮城県	宮城県　黒川郡大衡村大衡地先	120	60	災害対策
(5)	北上川水系　迫川	宮城県	宮城県　栗原市若柳福岡地先	150	75	災害対策

（参考：阿武隈川水系　平家川）



（参考：北上川水系　迫川）



・災害対策等緊急事業推進費の概要については、以下のホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk4_000002.html

◆『砂防事業関係の話題提供』

地域河川課　津波防災係

① 平成２７年の全国の土砂災害等発生状況

・平成 27 年の全国的な土砂災害発生件数は、平成 27 年 12 月 31 日末で 788 件（H26 年末 1,184 件）ありました。

また、昨年 9 月の関東・東北豪雨においては、栃木県日光市で大規模な土砂災害が発生するなど、9 月の土砂災害は 17 都県において 177 箇所の土砂災害が発生しました。

② 東北地方の土砂災害発生数

・平成 27 年の東北各県の土砂災害発生件数は 70 件（12 月 31 日末時点）となっており、昨年の同時期に比べ 26 件多い発生件数となりました。また、過去 10 ヶ年の年平均発生件数(75 件)程度の記録となっております。

・東北地方では、昨年 4 月に山形県で地すべりが発生。9 月には関東・東北豪雨等により記録的な豪雨が観測され、土砂災害は 9 月に 46 件が発生するなど、年間発生件数の約 7 割近くが 9 月に記録されましたが、幸いにして土砂災害発生による人的被害は有りませんでした。

・平成 27 年東北地方の土砂災害発生により「災害関連緊急事業」を採択した箇所は 3 県 5 箇所となります。（宮城県２，山形県１，福島県２）

・これからの時期は降雪時期となりますが「雪崩災害」の危険性が増えてきますので、各県において再度、点検、連絡体制の確認と災害発生時には早急の災害報告をよろしくお願いします。

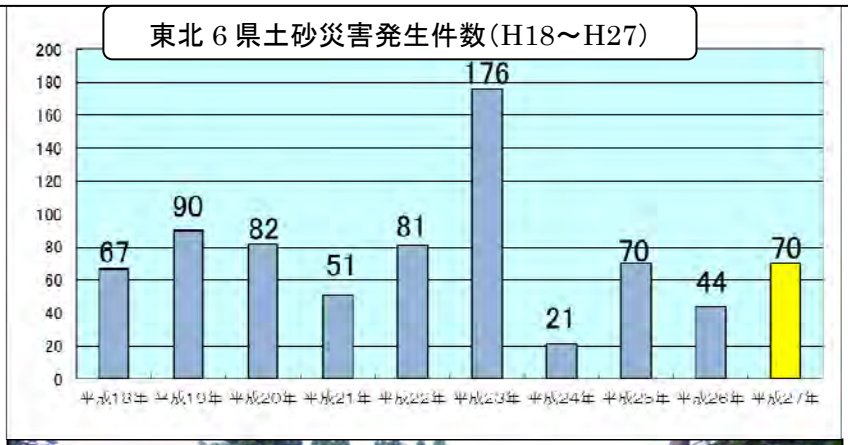
平成27年　東北地方の土砂災害発生状況(12 月 31 日時点)

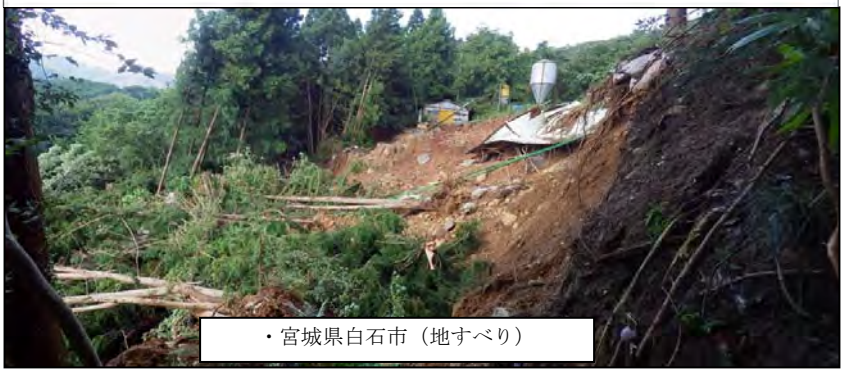
○発生件数　70件　　○被害状況　人的被害:なし【死者、負傷者】

（土石流16件、地すべり5件、がけ崩れ49件）　（人家被害：32戸、非住家：9戸）

【全壊、半壊、一部、床上・床下含む】

【※現時点の地域河川課集計値であり、今後変更の可能性も有ります】





・宮城県白石市（地すべり）

◆平成２７年度県等管理河川における維持管理状況定期調査について

地域河川課　調査指導係

県等管理河川における維持管理状況定期調査は、「維持管理に関する技術支援体制の充実と窓口設置について（平成 25.4.26 河川環境課長ほか通知）」に基づき、河川等分野にかかる維持管理に関する技術支援窓口として平成 25 年 6 月に設置した「河川砂防保全技術支援チーム」の活動の一環として実施しております。

本取り組みは平成 23 年度から実施しているもで、平成 27 年度おいては６県・仙台市のご協力を頂き、１３河川の河川維持管理状況の把握と各河川の抱える技術的課題への対応等について意見交換を実施しました。

なお、福島県については、阿賀野川水系での調査ということで、北陸地方整備局にも参加いただきました。



河道内樹木の繁茂状況



護岸の崩落



河川管理施設の安全対策

調査対象河川においては、河道内樹木の繁茂による河積阻害、河床低下による護岸の変状、河川管理施設の老朽化・安全対策などの課題について現地調査で確認を行いました。これらの課題に対して、限られた予算の中、周辺の状況に応じたメリハリのある管理が必要など、個別の課題に対するアドバイスを行いました。

平成 27 年度定期調査実施河川

青森県	中村川水系中村川、赤石川水系赤石川
岩手県	北上川水系早瀬川
宮城県	北上川水系迫川・二股川
秋田県	雄物川水系旭川・草生津川
山形県	最上川水系置賜白川・置賜野川・萩生川
福島県	阿賀野川水系宮川
仙台市	名取川水系笊川・後田川



意見交換会の状況

「河川砂防保全技術支援チーム」では、維持管理に限らず河川等における技術的課題への相談対応を行っておりますので、お問合せ下さい。

問合せ先：東北地方整備局　河川部　地域河川課　課長補佐及び調査指導係長

TEL　022-225-2171（内線 3812　or　3826）

トピックス

◆三種川「床上浸水対策特別緊急事業」について

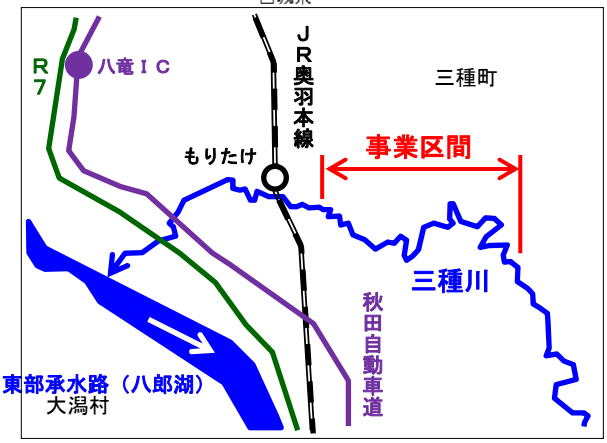
秋　田　県

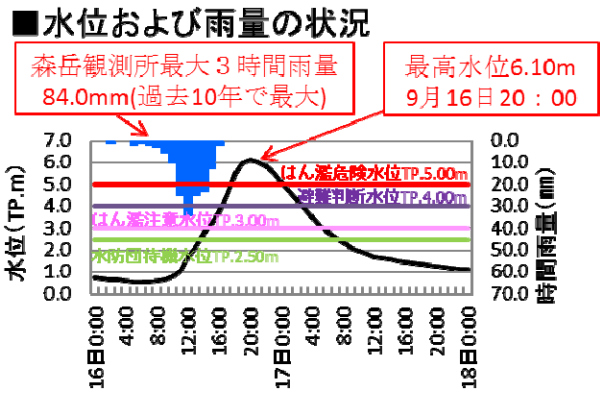
三種川は、県北沿岸部の三種町の市街地を貫流し、八郎湖に流入する延長約５２ｋｍの二級河川です。

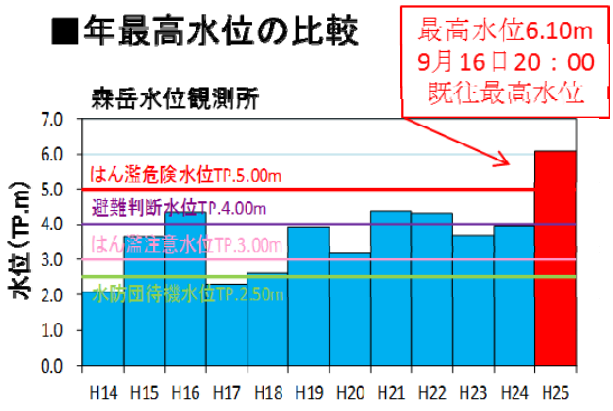
当河川は、河幅が狭小で蛇行が著しく、毎年のように家屋や農地が広範囲に渡って浸水し、地域住民に多大な影響を及ぼしてきました。このため、昭和５７年に改修事業に着手しており、下流側から順次河道拡幅等を実施してきましたが、平成２５年９月１６日から１７日にかけて豪雨をもたらした台風１８号により、上流側の未改修区間で床上浸水４９戸、床下浸水２９戸の大きな被害が発生しました。

浸水被害は河川整備計画の最上流部に位置する地区で発生しており、平成２２年にも同じように床上浸水が発生しています。従来の事業では、浸水地区を改修するまでに相当の時間を要するため、新たに「床上浸水対策特別緊急事業」を活用し、早期の再度災害防止を図ることとしました。







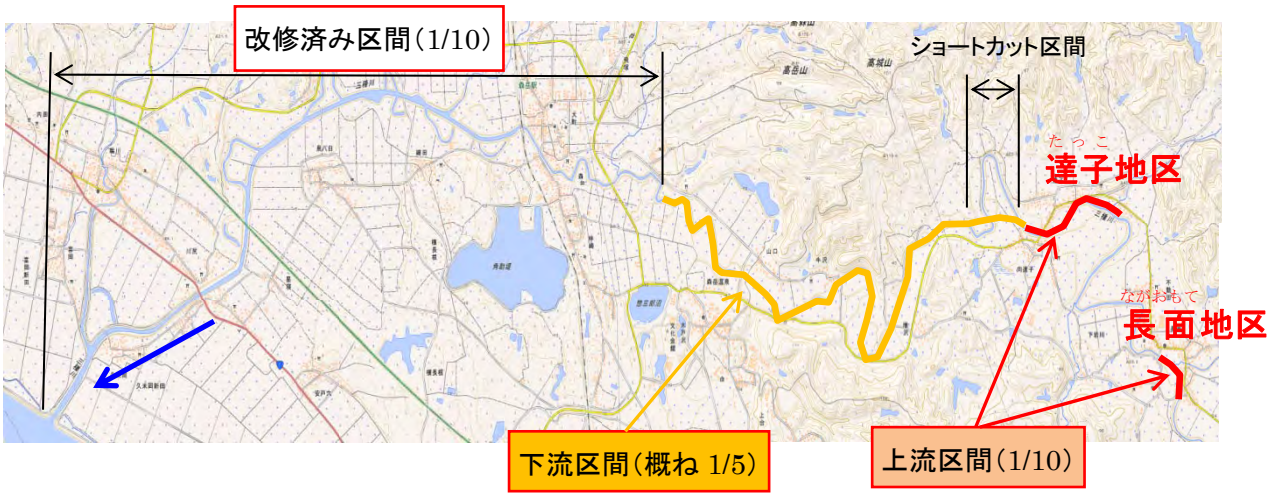




達子（たっこ）地区溢水状況

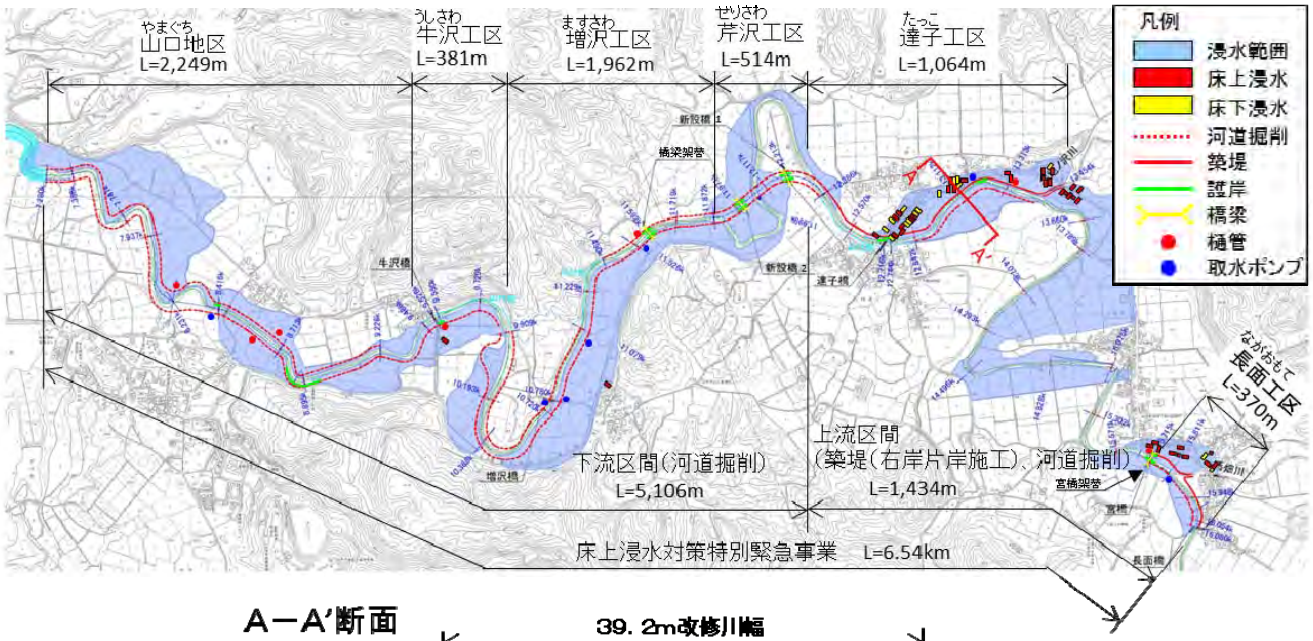


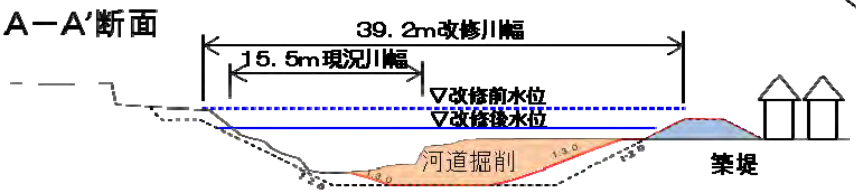
長面（ながおもて）地区商店街浸水状況



「床上浸水対策特別緊急事業」は、概ね５箇年で集中的に床上浸水の防止を図る事業です。三種川の未改修区間では、特に上流側の達子地区と長面地区に家屋が集中していることから、上図に示した上流区間（達子地区、長面地区）における平成２５年９月の家屋浸水被害解消を目的として、当面の緊急整備を実施することとしました。上流区間では、整備計画断面までの河道掘削と家屋側（右岸側）の片側築堤により床上浸水を防止し、また、田畑の間を流れる下流区間では、達子地区および長面地区の水位低減を図るため、暫定断面で河道掘削を実施する計画としています。これらが完了した後、従来事業により整備計画断面まで改修していくこととしています。

事業は今年度から実施しており、現在は用地取得を進めている状況ですが、今後は上流区間の築堤や橋梁等の構造物、下流区域の河道掘削に着手し、沿川地区住民の安心・安全の確保に向けて事業進捗を図ってまいります。





◆出水時における洪水被害軽減への取組みについて

山　形　県

１．近年の被災概要について

山形県南部の置賜地方に位置する南陽市では、平成 25 年、26 年と２年連続して大規模な洪水はん濫が発生しました。平成 26 年７月には、吉野川のはん濫により市街地を含む 2,000 戸を越える家屋等が浸水したほか、上流では河岸欠壊や斜面の崩落も多数見られ、流木や堆積した土砂の影響により被害が拡大しました。また、吉野川の西側を流れる織機（おりはた）川では、上流域の河岸崩壊等により発生した大量の土砂が河道を閉塞し、家屋の浸水に加えフラワー長井線においては、護岸の欠壊により橋台裏が洗堀され、約２週間にわたり不通となりました。

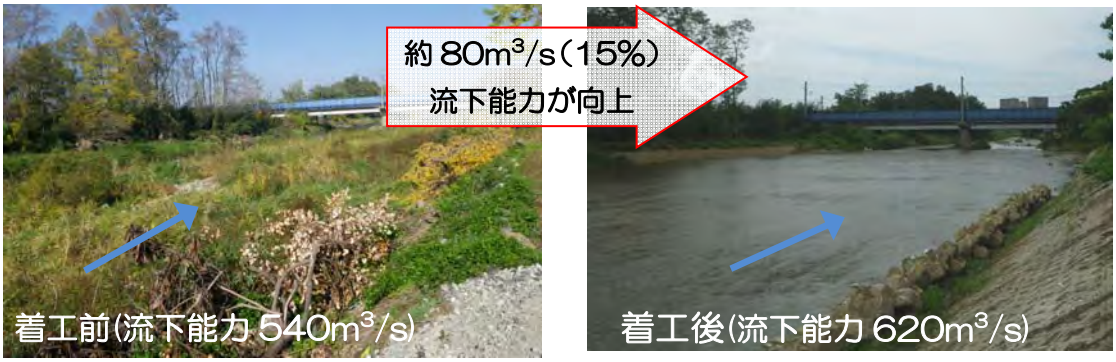
平成 27 年９月の「関東・東北豪雨」では、山形県でも県北部の最上地方を中心に記録的な豪雨となり、最上町赤倉地区では最上小国川がはん濫し、床上浸水 17 戸、床下浸水 8 戸の被害が発生しました。

２．洪水被害軽減に向けた取組みについて

このように近年多発する豪雨災害に対応するため、河川改修のみならず河川の流下断面を最大限確保することを維持管理における大きな方針のひとつとして定め、予算の重点化や民間活力導入などを行いながら、河川に堆積した土砂撤去を進めています。具体的には、山形県ではこれまで個別に対応していた堆積土砂撤去や支障木伐採など、複数の事業を平成 26 年度に統合し、柔軟かつ効率的な維持管理を目的に「河川流下能力向上対策事業」を立ち上げました。

河川改修に比べ短期間かつ低コストで流下能力の向上が期待でき、目に見えて効果が実感できる、この「河川流下能力向上対策事業」により工事を実施した箇所では、平成 27 年９月の豪雨においても洪水被害を免れ、地元から「安心した。事業を継続して欲しい。」などの声が寄せられるなど、一定の効果が見られました。

○河川流下能力向上対策事業の事例（須川　蔵王桜田工区　L=380m　V=6,200m³）



３．おわりに

近年の河川法改正により河川管理施設の維持管理の強化が求められていることや、度重なる出水被害による防災や減災、河川の維持管理への関心の高まりを受け、今後とも人命保護を最優先にした緊急避難体制の確立及び、効率的・効果的で戦略的な河川の維持管理の推進に努め、洪水被害軽減の取り組みを進めてまいります。

◆準用河川改修事業の概要

仙　台　市

１．はじめに

仙台市が管理している準用河川は、１５河川約３９ｋｍとなっており、浸水対策や河川環境の保全を目的として、昭和５０年から前ヶ沢川をはじめとして６河川について治水安全度１／１０による改修事業を進め、そのうち４河川の改修事業が完了しています。

現在は、準用河川堀切川及び準用河川谷地堀の２河川について総合流域防災事業として改修事業を進めています。

また、津波被災地域である仙台東部の内水対策の一環として、二郷堀区域の度重なる浸水被害の軽減を目的として、準用河川井土浦川に排水機場の建設を進めています。

２．整備の状況

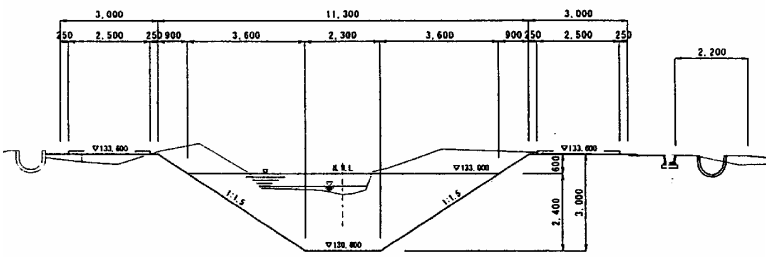
①準用河川堀切川（事業延長：２，２５８ｍ）

平成元年から事業に着手し、平成１１年度までに当初計画に基づく約７２０ｍ区間について改修が完了しています。

平成１１年度には、事業延長を約２．３ｋｍに計画変更を行い引き続き事業を進めている。平成２７年度は震災の影響での入札不調により着工が遅れていた約２２０ｍ区間の改修工事を実施しており、整備率は約３３％となっています。

なお、将来計画としては治水安全度１／１０による整備であるが、国道４８号の横断部の橋梁断面が１／２規模程度しかないため、土羽護岸による治水安全度１／２での暫定改修を行っています。

標準断面図

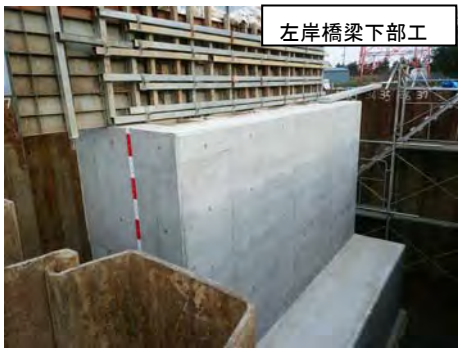




②準用河川谷地堀（事業延長：９１０ｍ）

平成１１年度から事業に着手し、平成２０年度までに用地買収を進め事業用地のほとんどが確保できており、平成２１年度から護岸工事による改修事業を行っています。

平成２３年３月に発生した東日本大震災からの復興・復旧事業を優先させるため、平成２３年度から事業を中止していたが、平成２７年度から付帯工事である左岸橋梁下部工工事に着手し、事業を再開したところであり、整備率は約３％にとどまっている状況です。



③井土浦川排水機場（仙台東部地区内水対策）



一級河川名取川と二級河川七北田川に挟まれた平低地である仙台東部地区の度重なる浸水被害の軽減のため、平成１０年度から国、宮城県、仙台市等で構成される仙台東部地区治水対策検討会において、本地区の外水と内水対策のバランスのとれた総合的な治水対策計画の検討を行ってきました。

内水対策については、上記の検討結果等を踏まえ仙台市で役割分担を行い、既設４排水機場の能力増強を農政部局、二郷堀地区の内水処理能力の増強を河川事業で行うこととして、平成２１年２月２５日に井土浦川を準用指定し，河口部に排水機場を新設するものとした。

東日本大震災により仙台東部地区では広範囲な地盤沈下が発生したことから、改めて排水機場の排水能力を見直した結果、井土浦川排水機場でも排水量を３．５㎥／ｓから４．４㎥／ｓに増量して平成２８年度内の完成を目指して事業を進めています。

３．おわりに

平成２７年９月関東・東北豪雨に際しても、事業河川である谷地堀流域において多くの床上・床下浸水が発生した状況にあります。市民の安全で安心なくらしを確保し、安らぎと憩いを与えられる河川整備を一刻も早く進めて参ります。

編集後記

今年度第３回目の発行が第 50 号の区切りを迎えました。平成 13 年 2 月の創刊号から 15 年目での達成です。この間、各県事業担当の皆様には各県取り組み状況を紹介する「各県トピックス」等に寄稿していただき、ありがとうございました。引き続き，本誌内容の充実にご協力くださるようお願いいたします。

さて、東北地方整備局は、昨年 11 月 24 日に二日町から本町に庁舎移転をしました。また、仙台市では 12 月 6 日に地下鉄東西線が開業しました。

東北地方では、復興事業をはじめ、昨年 9 月に発生した関東・東北豪雨災害の対応や、異常気象などに対する防災減災対策など、課題も多くありますが、『魅力ある東北づくり』に向け東北一体として進んで参りますのでよろしくお願いいたします。



移転後の新庁舎



光のページェント（庁舎より望）



H27.12.6 地下鉄東西線開通

（新庁舎住所） 〒980-8602
宮城県仙台市青葉区本町３－３－１　仙台合同庁舎　B 棟
（河川部は12F です）